

堺市総合福祉会館における施設予約システムの運用及び利用に関する要綱

制 定：令和5年3月23日

(趣旨)

第1条 この要綱は、施設予約システム（以下「システム」という。）を用いた堺市総合福祉会館管理運営規程第4条に定める施設（以下「施設」という。）の仮予約及び本予約その他の手続等について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 施設を利用しようとする者のうち、システムに利用者登録をしている者。
- (2) 仮予約 利用者がシステムを用いて施設の使用の申請を行うことをいう。
- (3) 本予約 会長が利用者からの仮予約に対し、使用の許可を行うことをいう。
- (4) 一般団体 第5号及び第6号のいずれにも該当しない団体をいう。
- (5) 登録団体 堺市総合福祉会館管理運営施行細則（以下「細則」という。）第6条に規定される団体並びに会長が特に必要と認めた者をいう。
- (6) 減免団体 細則第11条別表第4に規定される団体並びに会長が特に必要であると認める者をいう。

(システムが提供するサービス等)

第3条 システムを用いて提供するサービスは、次のとおりとする。

- (1) 対象施設の空き状況、対象施設に関するお知らせ等の案内
- (2) 対象施設の仮予約及び変更
- (3) 対象施設の仮予約及び本予約の状況、支払状況、抽選状況等の確認
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が適当と認めるサービス

2 前項に規定するサービスの提供方法は、インターネットを利用してシステムを用いる方法により行うものとする。

3 社会福祉施設への第1項第2号に規定するサービスの提供は、登録団体に限るものとする。

(登録団体及び減免団体としての利用者登録の申込み)

第4条 利用者のうち、登録団体あるいは減免団体としてシステムを利用しようとする者は、当該施設に来館し、申し出なければならない。

(利用者登録の抹消)

第5条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条に規定される登録団体あるいは減免団体としての利用者登録を抹消するものとする。

- (1) 利用者登録の抹消の申し出があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (3) 細則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長がシステムの管理上必要があると認めるとき。

(仮予約)

第6条 利用者が、システムから仮予約を行う場合は、細則第4条第1項に規定される堺市総合福祉

会館使用申込書（規程様式第1号）又は、堺市総合福祉会館社会福祉施設使用申込書（規程様式第1-A号）の提出を省略することができる。

（仮予約の受付期間）

第7条 システムによる仮予約の受付開始日は、第9条第3号に規定される抽選日の翌日から、当該対象施設を使用しようとする日の前日までの期間とする。

（仮予約の変更及び取下げ）

第8条 仮予約を行った利用者は、システムを用いて仮予約の変更又は取下げの申請を行うことができる。

2 前項の規定により仮予約の変更又は取下げの申請を行うことができる期間は、前条に規定する期間に準ずる。

（抽選）

第9条 システムから仮予約の抽選に申込みことができるのは利用者に限るものとする。

2 システムによる抽選への申込期間は、抽選日の前の月の15日から月末までの期間とする。

3 抽選日は、細則第4条第4項別表第2に定める申込受理開始日の初日とする。

4 会長は、抽選に当選したものに対し、システムを用いて、その旨を知らせるものとする。

5 前項の規定による当選通知を受けた利用者については、当該当選通知を受けた日に仮予約を行ったものとみなして、この要綱の規定を適用する。

（使用料の支払い等）

第10条 仮予約を行った利用者は、当該仮予約を行った日の翌日から起算して7日以内に、堺市総合福祉会館に来館して、その使用料を払わなければならない。

2 前項の規定に規定する期間内に使用料の支払いが行われなときは、仮予約が取り下げられたものとみなす。

（使用許可書の交付等）

第11条 会長は、本予約をしたときは、細則第4条第2項の規定により、堺市総合福祉会館使用許可書（細則様式第2号）を電子データにより、システムを用いて利用者に交付するものとする。

（本予約の変更、取下げ等）

第12条 本予約については、システムを用いて、その変更又は取下げの申請を行うことができない。

2 会長は、本予約の変更を承認したときは、当該変更後の使用許可書を電子データによりシステムを用いて利用者に交付するものとする。

（仮予約及び本予約に係る利用者の確認）

第13条 会長は、システムの安定的な稼働を確保するために必要があると認めるときは、システムの利用等について、利用者に対し質問し、又は必要な事項について調査することができる。

（委任）

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年3月23日から施行する。